

主題：代理意思決定は個人の尊重になりうるか

○ 井野口病院 氏名 隅原 聖子 (009569)

〔キーワード〕 個人の尊重・他者性・合理的判断

1. 研究目的

2018年厚生労働省は「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を発表（改定）した。そこには「本人の意思が伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。」とある。本人の意思に沿うような医療・ケアが中心になってきたという経緯があるが、代理意思決定者は他者でしかありえず、決定に至るプロセス、決定したことに対する責任については、ガイドラインにも、社会的にも十分な検討がされているとはいえない。そしてそれが本人の最善の利益になったか否かについて検証する場すら設けられていない。

本発表では、本人の選んだ代理決定者は本人の意思の代理であり得るか、代理で意思決定することは本人を個人として尊重することになるのか、代理意思を本人の意思であるとみなすことで、不可視化されるものはないか、について論考する。

2. 研究の視点および方法

文献を参考に、他者が個人を尊重するとはいかなることかを考察した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規定に基づき、倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

ブキャナンとブロックによれば (Allen E. Buchanan & Dan W. Brock, *Deciding for Others*, Cambridge University Press, 1990)、代理意思決定には、①事前指示をそのまま本人の意思として採用する場合と、②本人だったらどのように意思するであろうか、と考えて代理決定する場合と、③本人にとって何が最善の利益になるかと考えて代理人が決定する場合の大体三とおりがあるとする。

①ACPのように事前に著していた意思をそのまま本人の意思として採用する場合、いつのどのような状況の中での意思なのか、意思決定に際しての判断材料に問題はなかったかなど、たくさんの疑わねばならない項目がある。また、その表明された意思をどのように解釈するかは、他者に委ねられているため、そこに齟齬が生じる可能性がある。さらに本人の表明した意思が、自分の価値を低く見ていることで決定内容を非常に限定したものに

している可能性が考えられる。星加良司の述べるように自己肯定感の低い人にとって、意思を表明することは自らの希望を抑圧することのひとつになりかねない。しかし、ブキャナンとブロックは、もし代理人が自分の判断で他者の事前指示を無視するならば、もはや正当な代理人でありえないという。代理人ではなく、当の本人であれば、本人にとって不利な意思を本人が示しており、それに対して助言があれば意思を変えることが可能である。しかし代理人はそうではない。どこまでも代理人であろうとすれば、いかなる説得によっても事前指示を変えてはならないと述べている。

当人であればどのようにしたであろうか、という二つ目の場合について、ブキャナンとブロックはMassachusetts probate courtの判決を取り上げる(pp. 114-115)。このなかで、意思を表明できなくなった腎臓病患者であるスプリング氏という人の透析をめぐる代理決定についてとりあげている。病院側は本人の事前の意思に基づいて透析をしないという判断を下したが、家族が透析を希望し裁判所に訴えた。裁判所は彼が有能であったとき彼が楽しんでいた積極的で活力のある人生を送ることができないという理由で訴えを退けたというものだ。しかし、裁判所は元気なときのスプリング氏の一面から、「客観的」に判断しているにすぎない。透析をするか否かについて決定を迫られているまさにその時、スプリング氏が人生を終了したいと思っているかどうかは誰にもわからないのだ。

③については、他者は本人と同じではない。何が本人の利益になるのかと考えるのは代理意思決定者であり、本人のためといいながらも、考え方の偏りがあったり、本人というより決定者の利益が絡んでくる可能性も否めない。また、人は不合理な判断を下しやすいものなのだと心理学的にも認められている。

5. 考察

代理意思決定は、正しいのか間違っているのか二つに一つではない。仮に決めたにせよ、それが最善の決定かどうかは他の方法で試すことができないのでわからない。決める前に迷い、決めるときに迷い、決めた後でいつまでも迷う。それは本人であっても代理決定者であっても、倫理委員会のメンバーであっても同じことだと思われる。それを、まるで正しい決定があるかのようにしてしまうことこそ危険で、本人を尊重していないことになる。

ガイドラインに沿って支援することは、他者支援のひとつの方法にしか過ぎない。他者を尊重した支援をしようとするか否か、それは自ずと自分と向き合うことになる。本人の見えない部分を慮ろうとすること、表明された意思の底にあるものを探ろうとする姿勢が求められる。表明された意思の底にあるもの、これこそが、人が尊重されたいと思っている当のものである。したがって、代理意思決定は本人の意思ではないかもしれないが、本人を大事な存在として関わられたか否か、代理意思決定者自身が悩みぬくことだと思われる。